

~制度調査部情報~

2005年11月15日 全3頁

移転価格税制による 課税処分が大幅に増加

制度調査部 齋藤 純

国税庁が法人税の課税状況を公表

【要約】

国税庁は、2004 事務年度に係る法人税の課税状況を公表した。法人税の納税額は 2 年続けての増加となったが、とりわけ目に付くのは、移転価格税制による課税金額の大幅増である。

2004 事務年度においては、京セラ、ソニー、TDK などを対象に大型の移転価格課税が行われており、移転価格税制による課税所得金額は、前年度に比べて約2.9 倍となった。課税所得金額の伸びに比べて課税件数の伸びは約1.3 倍にとどまっているため、1 件当たりの課税所得金額も急激に上昇している。

こうした移転価格課税の増加・大型化が進んだ背景には、日本企業の製造拠点等の海外移転や、「独立企業間価格」の算定が困難な無形資産の取引の増加などがあるものと考えられる。

11月2日、国税庁は、2004事務年度1に係る法人税の課税状況として、次の資料を公表した。

- ・「平成 16 事務年度における法人税の課税事績について」
- ・「平成16事務年度における源泉所得税の課税事績について」
- ・「平成16事務年度における公益法人等の課税事績について」
- ・「平成16事務年度における法人税の課税事績について(調査課所管法人)」

法人税の申告を行った法人のうち、黒字法人の割合は31.5%と前年度から微増(0.7%増)にとどまった。しかし、黒字法人による申告所得金額の増加を受け、法人税の総額は11兆1,230億円(前年度比11.8%増)となっている。2年連続の増加で、景気の回復基調を反映した格好となった。

図表 1 法人税の申告等の状況

		2003 事務年度		2004 事務年度	
		件数・金額等	前年対比	件数・金額等	前年対比
申告件数	(千件)	2,727	100.2	2,742	100.5
申告割合	(%)	89.6	0.6	89.7	0.1
黒字申告割合	(%)	30.8	0.5	31.5	0.7
申告所得金額	(億円)	388,968	111.0	431,736	111.0
黒字申告 1 件当 たり所得金額	(千円)	45,746	109.8	49,452	108.1
申告欠損金額	(億円)	284,585	86.2	233,576	82.1
赤字申告 1 件当 たり所得金額	(千円)	14,799	86.7	12,209	82.5
申告税額	(億円)	99,503	106.4	111,230	111.8

(出所)国税庁

^{1 2004}年7月~2005年6月を指す。

移転価格税制に基づく課税処分は前年度比 2.9 倍に

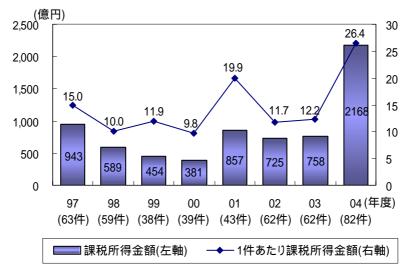
しかし、より注目すべきは、「平成 16 事務年度における法人税の課税事績について(調査課所管法人)」の中で明らかにされている「移転価格税制に係る課税所得金額の状況」である。

移転価格税制は、国外の関連企業との取引を、独立第三者との通常の取引価格(独立企業間価格) に引き直した上で課税所得の計算を行うもので、所得の国外移転の防止を目的とする。

例えば、日本の本社から米国の販売子会社に商品を販売する際に、米国販売子会社への販売価格が独立企業間価格よりも低く設定された場合、米国販売子会社の第三者への販売価格が変わらないとすれば、米国販売子会社の所得は増加する。これは、本来、日本の本社が得るべき所得が米国の販売子会社に移転したと考えられるため、実際の取引価格を「独立企業間価格」に引き直して課税処分が行われる。

「移転価格税制に係る課税所得金額の状況(調査課所管法人)」では、調査課所管法人²を対象に、 移転価格税制による課税件数及び課税所得金額がまとめられている。

2004 年度に行われた移転価格税制による課税件数は 82 件で、前年度から 20 件増加。課税所得金額は 2,168 億円で、前年度の 758 億円から約 2.9 倍と大幅に増加した(図表 2 参照)。2004 年度には、京セラ、ソニー、TDK などを対象に大型の課税処分が行われており、これが課税所得金額の増加につながったものと思われる。1 件当たりの課税所得金額も、2003 年度の 12.2 億円から 2004 年度は 26.4 億円と大型化している。



図表2 移転価格税制による課税金額の推移

(出所)国税庁資料を基に作成

² 調査課所管法人とは、税務署ではなく国税局調査課が所管する法人のことである。法人税の検査に関しては、資本 金額等が1億円(沖縄国税事務所の管轄区域を納税地とする法人の場合は5,000万円)以上の法人については、所管 が国税局調査課となる(調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令第1条)。

図表 3 2004 事務年度における移転価格課税に係る主な更正処分

	企業名	更正所得金額	更正税額	処分の対象となっ た取引期間
2005年3月	京セラ	約 243 億円	約 130 億円	5 年間
5月	日本金銭機械	約 34 億円	約 17 億円	6 年間
6月	ソニー	約 214 億円	約 45 億円	5 年間
6月	TDK	約 213 億円	約 120 億円	5 年間

数字は各社公表資料による。いずれの企業も更正処分を不服としており、異議申立てを行っている。

このように、移転価格課税の増加・大型化が進んだ背景には、主に次のような要因があるものと考えられる³。

日本企業の海外進出が進み、海外売上高等が増加していること

販売に限らず、製造拠点等の海外移転も進んだことにより、日本の本社を経由しない、いわゆる「外 - 外取引」が増加していること(日本の本社が果たしている役務提供などに対して適正な対価が支払われているかなどが問題となり得る)

独立企業間価格の算定が困難な無形資産の取引が増加していること(日本の本社が開発した製造技術やブランドの使用などに対して適正な対価が支払われているかなどが問題となり得る)

³ 移転価格課税が増加・大型化している要因については、齋藤 純、制度調査部情報「高まる移転価格課税リスク 移転価格に係る追徴課税増加の背景 」(2005年10月28日)も参照されたい。

